

# 近現代文化アーカイブズの 地元への継承と活用

現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズを事例として

The Accession and Use of Modern Cultural Archives at Local Areas:  
A Case of Japanese Modern Dance and MANGA

蓮沼素子 | Motoko Hasunuma

| 近現代文化アーカイブズ | 現代舞踊 | まんが | 資料の編成 | 地元文化 |  
modern cultural archives / Japanese Modern Dance / MANGA / archival arrangement /  
local culture

近代以降、産業の発展と共に新しい文化が芽生え、現在ではポピュラー文化と呼ばれ、世界へと情報発信しながら進化を遂げている。過去に生まれた文化が同時代には新しい流行であったのと同様に、今まさに生まれている文化もまた、将来の日本文化を支える重要なパーツである。しかし、近現代の文化は日本において次世代へと継承する対象とは認識されておらず、保存・活用のための方法論も確立していない。本論は、このような近現代文化から生み出される文化資源を地元文化として次世代へと継承すべき文化資源と捉え、近現代文化アーカイブズと定義した。具体的な事例としては、地元自治体が継承している現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズを取り上げ、それぞれの機関が所蔵する資料群の編成を試み、このような近現代文化資源を地元文化資源として地元自治体が継承し活用する意義と課題を提示した。

During modern times, a new culture called "Popular Culture" was created along with a new industry, and this culture developed by conveying information to the world. Newly created culture will be a key part of Japanese culture in the future, just as traditions of the past are important today. Despite this importance, modern culture hasn't been recognized as something to be passed down to the next generation, and as such, methods of preservation and utilization have not been established. In this paper, the resources created by modern culture, aptly named "Modern Cultural Resources," are discussed, and the author defines these archives as "Modern Cultural Archives." For example, the Japanese Modern Dance Archives and the MANGA Archives are covered, and an attempt is made by related administrations to preserve through recomposing records of these archives. Thus, this paper presents the purpose and agenda of modern cultural resources as local cultural resources to be taken over and used by local governments.

「クール・ジャパン」と聞いて何を思い浮かべるだろうか。2013年12月にユネスコ無形文化遺産に「和食」が登録され、日本文化を世界に発信しようという機運が大いに高まっている。ファッションでも日本の「カワイイ」という言葉は、もはや世界共通語の「KAWAII」となり、日本の文化は翻訳されずにそのまま輸出されている。その代表的な文化に「MANGA」がある。世界各国において翻訳された日本のまんがは、「MANGA」として販売され人気を博している。そこで思い出すのが、「国立メディア芸術センター（仮称）設立構想」の中止である。メディア芸術とは、「文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）」の定義に基づき、「映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術」とし、「国立メディア芸術総合センター（仮称）」は、メディア芸術作品の展示、資料の収集・保存、情報の収集・保存、調査研究、人材育成・普及啓発、連携体制構築を目指したものである[1]。

2009年4月にメディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会が提出した「メディア芸術の国際的な拠点の整備について（報告）」を受けて、6月25日に設立準備委員会が発足し、8月に基本計画が打ち出された[2]。しかし、この計画は「国立漫画喫茶」であるなどと批判が相次ぎ、民主党政権下において中止が決定された[3]。つまり、近代以降の新しい文化であるポピュラー文化[4]として発展してきたまんが・アニメーションその他のメディア芸術の保存と活用は、日本において国の資金を投じる必要のないものだとして判断されたのである。

海外に目を向けてみると、隣国の韓国では2009年に政府のポピュラー文化支援策と、地方自治導入に伴う都市構想活性化の政策に基づいて公的資金が投入された「韓国漫画映像振興院」が設立されている[5]。フランスではまんがは「第9の芸術」として認められており、フランス語圏（フランス、ベルギー、スイスなど）のまんがは「バンド・デシネ」と称されている[6]。バンド・デシネとして有名な「タンタン」や「スマーフ」などの展示などを行っている「ベルギー漫画センター」では政府と連携をしながら、作家からの寄託あるいは亡くなった作家の原画等のアーカイブズ保存も行っている[7]。前述の韓国漫画映像振興院のあるキョンギド フジョン京畿道富川市では、バンド・デシネのフェスティバルを開催してミュージアムの運営や作家支援などを行っているフランスのアングレーム市に倣って、イラストを街並みに取り入れてフェスティバルを開催するなど、大いにバンド・デシネの影響を受けている。

公的資金によって設立されていなくとも、アメリカにおいては、ウォルトディズニー・アーカイブズやチャールズ・M・シュルツ・ミュージアム&リサーチセンターがあり、世界的に有名なミッキーマウスやスヌーピーを産んだ作家の作品や個人資料をアーキビストが取り扱っている[8]。欧米ではアーカイブズの対象は公的記録

1 ――メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会「メディア芸術の国際的な拠点の整備について（報告）」、文化庁、2014年3月、[http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/madiageijutsu/pdf/houkokusho\\_H210428.pdf](http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/madiageijutsu/pdf/houkokusho_H210428.pdf)(2014年11月20日入手)

2 ――文化庁HP「国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備委員会」、[http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/media\\_art/](http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/media_art/)(2014年11月20日閲覧)

3 ――文化庁HP「メディア芸術の国際的な拠点の整備について（国立メディア芸術総合センター（仮称）構想について）」、[http://www.bunka.go.jp/oshirase\\_other/2009/mediageijutsu\\_090514.html](http://www.bunka.go.jp/oshirase_other/2009/mediageijutsu_090514.html)(2014年11月20日閲覧)

4 ――ポピュラー文化とは、「大衆文化」とも言われ、一般大衆を担い手とする文化で、大量生産・大量消費されるもの。詳細は2-1を参照のこと。

5 ――山中千恵「コラム21 韓国漫画映像振興院 ――ナショナルな「漫画の殿堂」、石田佐恵子・村田麻里子・山中千恵編著『ポピュラー文化ミュージアム ――文化の収集・共有・消費』、ミネルヴァ書房、2013年、217頁

6 ――川又啓子「コンテンツの創造基盤の日仏比較に関する予備的考察：マンガを事例として」、『商學論究』60巻4号、関西学院大学商学研究会、2013年3月、185頁

7 ――The Belgian Comic Strip Center-Museum Brussels, *Conservation of original works*, Belgian Comic Strip Center HP, <http://www.comicscenter.net/en/conservation/conservation-of-original-works>(2014年11月20日閲覧)

8 — ウォルトディズニー・アーカイブズのアーキビストの仕事については、財団法人 渋沢栄一記念財団実業史情報センター発行「ビジネス・アーカイブズ通信」第30号(2010年、<http://www.shibusawa.or.jp/center/ba/bn/20100628.html>、2014年9月17日閲覧)と、ウォルトディズニー・アーカイブズのHP(<https://d23.com/walt-disney-archives/>、2014年9月17日閲覧)を参考にした。また、チャールズ・M・シュルツ・ミュージアム&リサーチセンターのアーキビストの仕事については、ミュージアムHP内のリサーチセンターのページ(<http://schulzmuseum.org/explore/research-center/>、2014年9月17日閲覧)を参考にした。

9 — 東京国立近代美術館フィルムセンターHP「収集・保存・復元」、<http://www.momat.go.jp/FC/hozon.html> (2014年11月20日閲覧)

10 — 鳥取県文化観光スポーツ局まんが王国官房の詳細は鳥取県HP(<http://www.pref.tottori.lg.jp/mangaoukouku/>)を参考にし(2014年11月20日閲覧)、高知県文化生活部まんが・コンテンツ課は高知県HP(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141701/>)を参考にした(2014年11月20日閲覧)。

11 — まんが王国元老院(有識者会議)において平成25年度に「マンガ原稿アーカイブ(仮称)」の設立が提案され、2014年3月に日本漫画家協会の会員に対してマンガ原稿の保存についてのアンケートを実施した。鳥取県まんが王国官房HP(<http://www.pref.tottori.lg.jp/item/927423.htm#moduleid486049>)を参照(2014年11月20日閲覧)。

12 — 新井義史「文化理解を目的とする東洋美術の鑑賞教育(3)——メディアの観点による浮世絵版画へのアプローチ」、『北海道教育大学紀要 教育科学編』58(2)、42頁において、「メディアの観点から浮世絵版画にアプローチすることは、当時の文化と、そこに生きる人々の生活を垣間見ることが可能にする。さらにその視点からは、海外でも評価され活況を呈している我が国のポップカルチャー(アニメ、マンガ、ゲーム)との間に、多くの共通点を見いだすことが可能である。」としている。

に止まらず、アーカイブズ機関やミュージアムにおいてポピュラー文化のアーカイブズ保存と活用が行われている。

映画に関しては、日本においても東京国立近代美術館フィルムセンターが1969年に設置され、映画フィルムだけでなくポスターやシナリオ、スチル写真など映画関連資料を保存している[9]。前述の「メディア芸術総合センター(仮称)」もこの活動を基盤として提案されたものであるが、映画フィルム以外のポピュラー文化は国が保存すべき文化資源として認められてこなかった。しかし、まんが分野に関しては日本国内に既に約70のまんがが関連施設があり、地方自治体の取り組みとしても鳥取県にまんが王国官房が、高知県にまんが・コンテンツ課が設置されている[10]。特に鳥取県では、日本におけるまんがが原画保存の拠点となることも視野に入れていたが、現状では進展していない[11]。その他の施設においても原画や関連資料の保存と活用が行われているのはごく一部であり、海外にみられるリサーチセンターのようなアーカイブズを利用できる施設は1つもない。

このように、国や地方自治体において近現代以降の文化資源に対して保存や活用のために公的資金が投入されている例もあるが、ほとんどの新しい時代の文化資源は、国や地方自治体が継承し後世に伝える対象とはなっておらず、アーカイブズとして保存・活用されていない。

しかし、たとえば浮世絵が当時のポピュラー文化であったように[12]、近現代以降の新しい時代の文化もまた将来に継承すべき重要な文化の一部であり、そこから生まれた文化資源もアーカイブズとして保存する対象となるのではないだろうか。しかしながら、現在の日本においてアーカイブズ学の対象として研究されているのは、フィルムアーカイブズなど一部の文化資源に過ぎず、その他の近現代文化資源の保存と活用に焦点を当てた先行研究はない。

本稿は、このような観点から日本における近現代以降の新しい時代の文化資源をアーカイブズ学の対象とし、これらを保存・活用するための方法や要件について検討を加えるものである。次章以下では、ここで取り上げる近現代文化資源とはなにかを定義し、日本において先行して近現代文化資源を保存・活用する機関の編成・記述方法を紹介する。その上で、文化資源を地方自治体が継承している具体的な事例として、現代舞踊とまんがに関する資料を保存する機関を取り上げ、改めて「現代舞踊アーカイブズ」と「まんがアーカイブズ」として捉え直す。その上で、保存している資料群の新たな編成を試みるとともに、地元文化として地方自治体が継承する対象となるための条件を考察する。

なお、本稿では「アーカイブズ」は資料を指し、資料保存機関は「アーカイブズ機関」と表記して用語を区別する。

## 2 —— 近現代文化資源の保存と活用

### 2-1: 近現代文化資源のアーカイブズとはなにか

「近現代文化」とはどんな文化だろうか。たとえば、近代文学はそれ以前の古典文学とは異なり、伝統的に限られた階層が得る知識や教養ではなく、大量かつ安価で誰もが楽しめる消費対象となりポピュラー文化として定着したものである[13]。また、クラシックバレエやオペラなどの舞台芸術から、現代舞踊やコンテンポラリーダンス、ミュージカルなどが派生して新たな芸術分野として確立した。その他、近代以降の新しい文化として映画・写真・テレビ等の映像文化が生まれ、映像と対比されるものとしてまんが・アニメーションが挙げられる[14]。このように近現代以降に新たに派生した文化、あるいは新しく生まれた文化を「近現代文化」と捉え、それらの文化から生み出された資源を「近現代文化資源」とする。

このような近現代文化資源は無数にあり、すべての資源が後世へ継承する対象の文化資源となるわけではない。公文書等では永久的に保存する価値を有するものを「歴史公文書等」と定義したように[15]、近現代文化資源においても、後世に継承する価値を有する文化資源を新たに定義する必要がある。韓国においては現在、文化資源管理に対する需要が高まっており、アジア文化情報院では収集する対象を「文化資源」と捉えている[16]。しかし、文化資源とはアーカイブズ機関等で保存される必要があるものに限らない広い概念であるため、保存する価値があると評価された文化資源を改めて定義しなければならない。よって本稿では、上記のような近現代文化資源の中から価値を評価し、将来に継承すべき文化から生み出されたものとして、保存する対象となる文化資源を「近現代文化アーカイブズ」と定義する。

では実際に近現代文化アーカイブズとして継承保存する文化資源には、どのようなものが考えられるだろうか。1つの指標としてアート・アーカイブズが挙げられる[17]。

アート・アーカイブズにおけるアーカイブズとは、

- 1) 作家、蒐集家、美術商、美術評論家、著述家、もしくは出版社、美術館、学協会など美術関係の個人や組織のオリジナル記録(アート・アーカイブズ)
- 2) オリジナルの美術作品コレクションとしてのアーカイブズ(アート作品コレクション)
- 3) 美術品の写真、版画やマイクロ資料を資料照会や教材制作のために集めたコレクション(複製コレクション)
- 4) 美術に限らずありとあらゆる図像を収集する企業によるアーカイブズ(図像コレクション)
- 5) 出版された美術家や建築家の自筆原稿や素描あるいは、絶版の挿画本など

13 —— ポピュラー文化の発展と定着に関しては、中本進一「ハイ・カルチャー/ポピュラー・カルチャーにおけるヘゲモニーの転換と領有に関する一考察」(『一橋法学』第2巻第3号、2003年11月)、井上俊・伊藤公雄編『社会学ベシック第7巻 ポピュラー文化』(世界思想社、2009年)等を参考とした。

14 —— 大塚英志編著『まんがはいかにして映画になろうとしたか——映画的手法の研究』、NTT出版、2012年、輪健太郎『マンガと映画——コマと時間の理論』、NTT出版、2014年など。

15 —— 公文書等の管理に関する法律(平成21年7月1日法律第66号)第2条第6項において、「この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。」と定義されている。

16 —— 金翼漢「文化資源アーカイビングの未来に向けて」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第2号、2013年、11-12頁

17 —— アントジェ・B.レムケ、デュアドレ・C.スタム著、水谷長志、中村節子訳「アート・アーカイヴズ」、『アート・ドキュメンテーション研究』第4号、1995年。なお、渡邊美喜「画家とアーカイブズの関係についての覚え書き パウル・クレーを事例として」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第2号、2013年、69-70頁においても、原文を確認した上で6つの類型として取り上げている。

18 — ( )は筆者がアーカイブズの類型を捉えるために便宜的に付けた名称である。  
 19 — 石原香絵「視聴覚アーカイブ活動を支える国際団体の紹介」、『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第2号、2013年、104-107頁

のコレクションを指している際のアーカイブズ(作家手稿・希少本コレクション)

6) 雑誌名に「アーカイブズ」もしくは「アーカイブ」をもつ雑誌を指している場合のアーカイブズ(アーカイブズ刊行物)

の6つのカテゴリーに分けられている[18]。

これらは、美術・建築などを対象としているが、近現代文化アーカイブズ全体にも対象を広げることは可能であると考えている。具体的には、近現代文化アーカイブズが対象とする文化資源には、前述のような近現代文学、現代舞踊、映画、まんがなどの近現代文化資源が想定され、それぞれ文学アーカイブズ、現代舞踊アーカイブズ、フィルムアーカイブズ、まんがアーカイブズなどのアーカイブズと捉え、資源の具体的な内容に上記のカテゴリーを当てはめることができる[図1]。

映画をはじめとする視聴覚資源の保存・活用に関しては国際フィルムアーカイブズ連盟(FIAF)が1938年に設立されるなど早くからフィルムの保存活動が進んでおり、視聴覚アーキビストの養成も始まっている[19]。アニメーションやまんがについても、前述のウォルトディズニー・アーカイブズやチャールズ・M・シュルツ・ミュージアム&リサーチセンターでは、アーキビストがアニメーションやまんが関連資料の保存・活用を担当している。既に海外においては、映画やアニメーション、まんがなどの近現代文化資源は、アーカイブズとして認識されていると言える。日本においても、このような近現代文化資源をアーカイブズの対象として保存・活用していかなければならない。

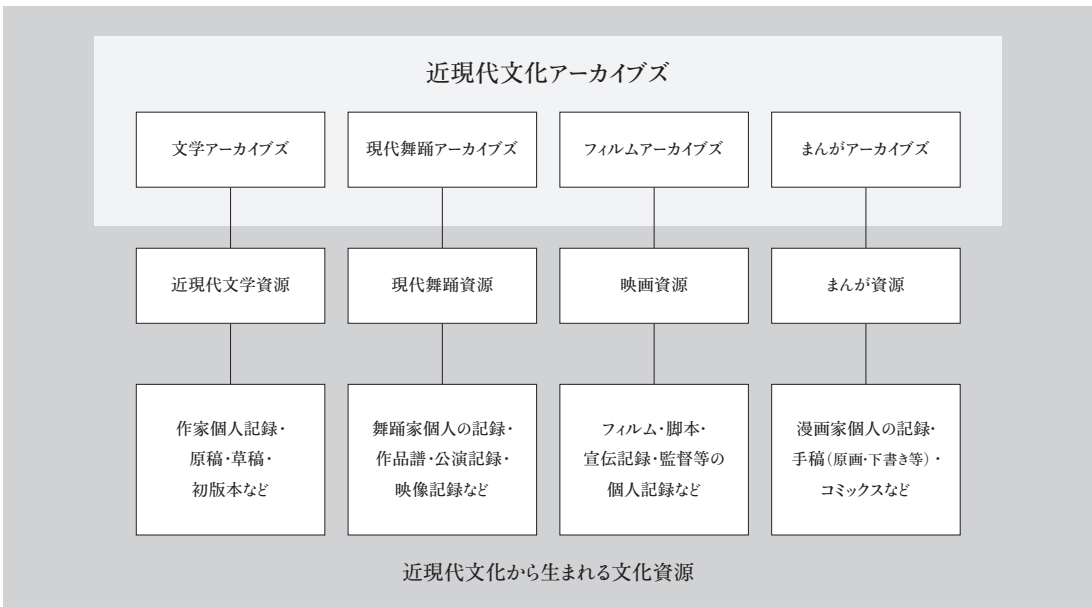


図1 — 近現代文化アーカイブズのイメージ

## 2-2:日本における近現代文化資源保存の先行事例(1) — 現代舞踏資源

2-1で見てきたような近現代文化資源は、日本においてどのように保存され活用されているのだろうか。2つの分野の先行事例について、現状を紹介しながら検討を加える。

1つは、現代舞踏資源の保存と活用である。現代舞踏資源の多くは、現代舞踏協会や大学のアート関係研究機関において所蔵されており、研究者を中心に利用されている。いくつかの機関においては、現代舞踏に関する資源を保存する対象として「現代舞踏アーカイブズ」ととらえる試みが行われている。その1つである慶應義塾大学アート・センターの「ひじかたつみ土方巽アーカイヴ」[20]を取り上げ、そこの活動と編成・記述方法について考察する。

慶應義塾大学アート・センターにおいてアート・ドキュメンテーションの事業が始まったのは、1996年から5年計画で進められた共同研究「ジェネティック・アーカイヴ・エンジン」プロジェクトによる。アート・センター設立当初より活動の1つとして、現代芸術に関する「研究アーカイヴ」の構築に関心があり、文部科学省の科学研究費「中核的研究拠点形成計画」の助成を得て、アーカイブズ構築を目指したものである。このプロジェクトでは、理論部門において図書館情報学専門のスタッフによりアート・ドキュメンテーションの基礎的な諸問題を検討し、土方巽、たきぐちしゅうぞうイサム・ノグチ、瀧口修造、博物図鑑の4つの主題に取り組み、応用部門は各資料体のアーカイブズ構築を、技術部門はデータベース構築を担当している[21]。

実際に「土方巽アーカイヴ」の初期の編成・記述の方法について確認すると、当初の分類は表1となっている。また資料1点ごとの基本データは、表2の通り13項目であった[22]。しかし現在は、シリーズとアイテムによる階層把握を行っており、表3のように土方巽アーカイヴ「土方巽(アスベスト館)文書」は、印刷物(公演に付随して発行された印刷物でポスター・プログラム・パンフレット・チケットなど)と出版物(土方巽及びアスベスト館の蔵書、土方巽の死後にアスベスト館・慶應義塾大学アート・センターで収集した文献)に分類されている。表3をみると「Series」の下に「Item」があり、この「Item」ごとの記述項目は、それぞれ「Series」によって異なる。表4は同じ「Item」の記述内容を2000年段階と2011年段階で比較したものである。

「土方巽アーカイヴ」構築当初は図書館分類を基本とした独自の分類・整理方法であったが[23]、この18年間のアート・ドキュメンテーションに関する研究成果の中でアーカイブズの階層性について指摘されており[24]、アーカイブズ学的把握を試みた結果として、現在では階層構造を採用している。18年もの活動によって運用・修正されている「土方巽アーカイヴ」の資料群編成のモデルは、現代舞踏(舞踊)アーカイブズあるいはアート・アーカイブズにおいて参照可能なものである。

一方で、「土方巽アーカイヴ」で現在シリーズ把握し公開している資料は、印

20 — 土方巽は後述する石井漠と同じく秋田県出身の舞踏家である。

21 — 鷲見洋一「ジェネティック・アーカイヴ構築のための基本的歴史概念」、『慶應義塾大学アート・センター/ブックレット06 ジェネティック・アーカイヴ・エンジン— デジタルの森で踊る土方巽』、慶應義塾大学アート・センター、2000年、3頁

22 — 柳井康弘「土方巽アーカイヴ「ジェネティック・アーカイヴ・エンジン」におけるドキュメンテーションについて」、註21前掲書、19頁

23 — 森下隆「土方巽アーカイヴの10年— アーカイヴ・モデルの構築へ」、『慶應義塾大学アート・センター年報(2009/10)』第17号、慶應義塾大学アート・センター、2010年3月

24 — 田窪直規「情報メディアを捉える枠組み:図書館メディア、博物館メディア、文書館メディア等、多様な情報メディアの統合的構造化記述のための」、『慶應義塾大学アート・センター/ブックレット07 アート・アーカイヴズ/ドキュメンテーション— アート資料の宇宙』、慶應義塾大学アート・センター、2001年、23-24頁

表1 「土方巽アーカイヴ」初期分類記号

記号	分類	記号	分類
B	図書	D	画稿類
Z	雑誌	E	ポスター等
N	新聞記事	F	映像資料
M	原稿	S	音声資料

表2 「土方巽アーカイヴ」初期基本データ項目

項目	
1	作者
2	題名
3	製作年
4	サイズ
5	技法・材質
6	関係作品
7	関係公演
8	上演日
9	上演場所
10	出演者
11	演出者
12	振付け
13	舞台美術

表3 「土方巽アーカイヴ」階層構造

土方巽アーカイヴ・土方巽(アスベスト館)文書(ID:HIJ)						
印刷物(ID:HIJ-B1)		出版物(ID:HIJ-B2)				
Series01: 1958-1973	Series02: 1974-1987	Series01: 単行書	Series02: 単行書 記事	Series03: 雑誌	Series04: 雑誌 記事	Series05: 新聞記事
Item	Item	Item	Item	Item	Item	Item

表4 「土方巽アーカイヴ」記述項目の変遷

2000年の項目	記述内容	2011年の項目	記述内容
作者	横尾忠則	公演名	暗黒舞踊派提携記念公演
題名	〈バラ色ダンス〉ポスター	上演日	NOV 27_28,1965
制作年	1965	[公演] 作品名	バラ色ダンス—A LA MAISON DE M. CIVE_WA
サイズ	105×75(cm)	[公演] 出演者	土方巽、大野一雄、大野慶人 石井満隆、笠井叡、玉野黄市ほか
技法・材質	シルクスクリーン・紙	[公演] 制作関係者	土方巽(作・演出・振付)、加納光於(美術)、中西夏之(美術) 田中不二夫(美術)、赤瀬川原平(美術)、小杉武久(音楽) 刀根康尚(音楽)、横尾忠則(ポスター)
関係作品	〈バラ色ダンス: A LA MASION DE M. CIVECAWA〉	[公演] 開催地	千日谷公会堂(信濃町)
関係公演	《暗黒舞踊派提携公演: ガルメラ商会謹製》	[資料] URI	RCA_TH_EP7
上映日	1965年11月27日28日	[資料] 制作関係者	横尾忠則
上映場所	千日谷公会堂	[資料] 寸法	105.0×75.0
出演者	土方巽、大野一雄、大野慶人、 石井満隆、笠井叡	[資料] 種別	poster
演出者	土方巽	-	-
振付け	土方巽	-	-
舞台美術	中西夏之、加納光於、赤瀬川原平	-	-

刷物と出版物に限られているために物理的分類を採用している。しかし、現代舞踏(舞踊)アーカイブズにおけるシリーズ把握に際しては、特徴ある年代による区分のみならず[25]、公演ごとあるいは作品ごとなど再考する必要がある。「土方巽アーカイヴ」においても、2011年段階では作者名ではなく公演名を中心に記述しているように、物理的に資料を分類するのではなく、公演ごとに様々な資料を含むシリーズ編成にするなどのアーカイブズ学的な視点が必要である。

日本における現代舞踏アーカイブズの比較事例として、3-1で取り上げる現代舞踊の創始者石井漠の弟子であり、かつ土方巽の作品に出演している舞踏家・大野一雄の資料を1995年より収集し、イタリア・ボローニャ大学にアーカイブズを開設した「大野一雄舞踏研究所」を見てみよう[26]。現在HP上で公開されている資料群は公演ポスターのみであるが、「公演ポスターデータ」のIDは「pos-作成年-番号」、目録項目は資料ID、公演名、日時、場所、サイズ、作成データ、画像データ、備考である。一覧で資料を特定した上でIDをクリックすると詳細記述ページとなり解説文が掲載されている。

この2つの現代舞踏アーカイブズの編成・記述を比較すると、同じ公演に関する基本データ記述項目が大きく違い、「土方巽アーカイヴ」は公演に関する記述、大野一雄舞踏研究所「公演ポスターデータ」は資料自体に関する記述が中心である。たとえば、表4にあるように、大野一雄は土方巽の舞台に多く出演しており、同じ公演ポスターを所蔵している可能性が高い。実際に1981年公演の大野一雄の舞台「わたしのお母さん」のポスターに関する記述項目を比較したのが表5である。同じ公演の資料が2つのアーカイブズ機関で所蔵されているが、大野一雄舞踏研究所のデータ一覧では土方巽の名前はなく、資料を特定して詳細記述を見ないと土方巽の演出であることはわからない。つまり、「土方巽アーカイヴ」は様々なキーワードでの検索が可能であり、大野一雄舞踏研究所「公演ポスターデータ」は大野一雄に関する記述が中心のため、資料を特定しないと詳細記述にはたどり着けない。

現代舞踏(舞踊)資源を保存・活用している機関におけるアーカイブズは、利用者が公演や作品名もしくは舞踏家・舞踊家や関係者の名前などから資料を検索できる、またはプログラムやポスターなど種類によって資料を検索できることが求められる。目録記述においては、公演名・作品名・関係者名や資料の種類などの様々なキーワードから検索可能な項目の設定が不可欠であり、公演ごと・作品ごとにシリーズとして様々な資料を見ることができるようシリーズ編成することが重要である。

## 2-3:日本における近現代文化資源保存の先行事例(2) — 近現代文学資源

もう1つは、文学資源の保存と活用である。ここでは一般的に用いられる「文学資料」と表記する。文学資料は、既に全国で多くの文学館や資料館において保

25 — 「土方巽アーカイヴ」の印刷物のシリーズ区分は、土方が舞台に出演していた1973年までと、振付・演出のみとなった1974年からに分けられている。

26 — 大野一雄舞踏研究所公式Webサイト「研究所紹介」、<http://www.kazuohnodancestudio.com/japanese/studio/>(2014年9月30日閲覧)



図2 — 大野一雄舞踏研究所公式Webサイト



表5 — 公演ポスター記述比較表

土方巽アーカイヴ	記述内容	大野一雄舞踏研究所	記述内容
ID	HIJ/HIJ-B1	資料ID	pos-1981-001
Subcategories	Seires02:1974-1987	-	-
ItemNo.	111	-	-
[公演] 公演名	大野一雄舞踏公演	資料名	公演ポスター わたしのお母さん 1981
[公演] 公演日時	JAN 22_25, 1981	日時	1981.01.23-25
[公演] 作品名	わたしのお母さん	-	-
[公演] 出演者	大野一雄	-	-
[公演] 作成関係者	土方巽(演出)、大野慶人(制作)	-	-
[公演] 開催地	第一生命ビル	場所	第一生命ビル
[資料] 制作関係者	-	制作データ	写真:細野英公 題字:大野一雄自筆
[資料] URI	RCA_TH_EP67	-	-
[資料] 寸法	-	サイズ	B全
[資料] 種別	poster	-	-
-	-	画像データ	(リンクデータのサイズ)
-	-	備考	-
-	-	解説(詳細記述のみ)	土方巽演出、大野一雄のソロ作品、「わたしのお母さん」初演ポスター。作品は3日間にわたり上演された。公演プログラム、ビデオ、舞台写真、新聞記事等多くの資料が残されている。

存・活用されている。文学館あるいは資料館で収蔵している資料の種類は、作品の草稿・原稿から個人の書簡・日記など、文学作品を作る過程で生まれる資料や作家の個人資料である。本節では、日本における近代文学館のうち、文学者・研究者の資料保存活動から設立された日本近代文学館と、公的機関として設立された県立神奈川近代文学館を取り上げる。

日本近代文学館では、図書、雑誌、新聞のほか特別資料として原稿、書簡、筆墨、日記、ノート、遺品など様々な文学資料を所蔵している[27]。これとは別の分類方法として文庫・コレクションがあり、文庫は作家などの蔵書、コレクションは原稿・書簡などの一次資料である。所蔵数量としては図書、雑誌などの図書館資料が多いため、システムは図書検索システムを採用し、特別資料は検索システムでは検索できない。また、文庫・コレクションに関しては、現在146の資料群を所蔵しており、そのうち32は目録が刊行されているが、それ以外の資料群に関しては文庫・コレクション一覧が公開されている[28]。資料群記述としての文庫・コレクション一覧を見てみると、記述項目は通し番号(寄贈年順)、寄贈

年、名称(\*付は刊行目録有)、展覧会開催、概要である。一覧でのキーワード検索可能な目録となっており、作家名、資料の種類等で文庫やコレクションの一覧を表示することができるが、刊行目録以外に詳細目録はなく、一般利用者にはIDや請求記号は公表されていない。実際に資料を利用したい場合は、研究目的に限り予約制での特別閲覧ができる。

刊行されている目録を確認してみると、『鈴木茂三郎収集社会文庫目録』[29]では解説において資料群記述が行われている。「鈴木茂三郎収集社会文庫」の構造は特別資料(原稿、書簡、書画、切抜、印刷物、文書、写真その他遺品など)・図書・雑誌・新聞であり、目録上も「Ⅰ特別資料」「Ⅱ図書」「Ⅲ雑誌・新聞」に分類されている。

一方、同じように特別資料を収蔵している県立神奈川近代文学館が刊行している『県立神奈川近代文学館所蔵特別資料リスト』を参照してみると[30]、「Ⅰ受入先別」と「Ⅱ作家別」の目録となっており、すべての資料で受入番号(整理済みのものは請求記号)・種別・作家名・資料名・年月日等・形態・数量の記述がある。特別資料には特別資料分類表があり、資料の種類ごとにそれぞれの分類番号が付されている[31]。ウェブサイト上にある資料検索システムでは、研究者は所属などを明らかにして利用登録すれば検索できる。実際に検索してみると、キーワード検索もタイトルや作家名、分類などで検索ができるようになっている。

近現代文学資源を保存・活用する機関における近現代文学アーカイブズは、利用者によって作家別あるいは作品名で検索されることが想定できる。作家別の作品一覧から作品ごとの作成プロセスが分かり、それに関連する日記や書簡にアクセスできる構造であることが求められる。

また、同じ作家の手稿資料などが複数の文学館・資料館に分散して保存されていることがあるため、他館の所蔵状況を記述して情報共有と連携を図る必要がある。全国文学館協議会は日本近代文学館に事務局があることから、今後は同館が情報センターの役割を担うことが期待される。

以上のように、既存の機関における現代舞踏資源と文学資料の保存と活用の現状について取り上げた。慶應義塾大学アート・センターなどのように現代舞踏資源をアーカイブズとして捉えている先行事例はあるが、アーカイブズ学的考察が十分であるとは言えず、日本において近現代文化資源を対象としてアーカイブズ学の方法論を取り入れた資料群の階層的編成方法は確立していない。次章では、現代文化資源を新たに近現代文化アーカイブズと捉えた場合の具体的な保存・活用方法について検討する。

### 3 —— 近現代文化アーカイブズの保存と活用に向けて

近現代文化資源を近現代文化アーカイブズとして保存していくためには、国や地

27 —— 岡野裕行「MLA連携における図書館と文書館」(『丸善ライブラリーニュース』第11号、2010年8月)では、日本近代文学館における文学資料の収集・保存活動を取り上げ、文学資料を「文学資料アーカイブズ」と捉えている。

28 —— 公益財団法人日本近代文学館HP「文庫・コレクション一覧」、[http://www.bungakukan.or.jp/collection\\_search/](http://www.bungakukan.or.jp/collection_search/)(2014年11月20日閲覧)

29 —— 稲垣達郎編『日本近代文学館所蔵資料目録5 鈴木茂三郎収集社会文庫目録』、財団法人日本近代文学館、1982年

30 —— 『県立神奈川近代文学館収蔵特別資料リスト:2002年度受入』、財団法人神奈川文学振興会、2003年

31 —— 財団法人神奈川文学振興会「特別資料分類表」、神奈川近代文学館HP、<https://www.kanabun.or.jp/kensaku.html>(2014年11月20日閲覧)

32 — 石井歆「舞踊詩人 石井漠」、未來社、1994年、25-26頁。石井漠に関する業績などはこれによる。

33 — 孫である石井登や現在石井漠記念バレエスタジオを主催している石井早苗をはじめ、多くの門下生たちが石井漠の舞踊遺産を継承している。

34 — 山本ふるさと文化館で管理されている「石井漠資料リスト①」の寄贈協議に関する文言及び山本ふるさと文化館館長から確認を取った。

35 — 秋田県観光文化スポーツ部国民文化祭推進局「開会式・オープニングフェスティバル」、第29回国民文化祭・あきた2014公式HP、<http://common.pref.akita.lg.jp/kokubunsai2014/detail.html?id=8&cid=2> (2014年11月20日閲覧)

方自治体及び住民が継承すべき文化を構成するものとして文化資源を認識し、住民のアイデンティティの拠り所として共有される必要がある。そのため、共有する文化を持つコミュニティを「地元」と定義し、そこで形成されるアイデンティティを「地元アイデンティティ」と呼ぶこととする。「地元」とは地方自治体の単位や「○○地方」というような既定の範囲を指すのではなく、主体や対象によって規模は異なるものである。

本章では、このような地元において継承されるべき文化から創造された資源を「地元文化資源」とし、アーカイブズ学の視点から保存と活用方法を探る。具体的には、現代舞踊とまんがという近現代文化を地元文化資源として地方自治体が保存している2つの資料群について、「現代舞踊アーカイブズ」と「まんがアーカイブズ」として捉え直し、それぞれの機関の現状と課題を提示しながら、近現代文化アーカイブズの基本的な資料群把握を試みる。

### 3-1：(事例1) 現代舞踊アーカイブズとしての「石井漠資料」

石井漠(本名、石井忠純)は、1886(明治19)年秋田県三種町山本地区(旧山本郡山本町下岩川長面)に生まれた、日本における現代舞踊の創始者である。石井漠の父である石井龍吉は、旧岩川村において通算22年村長職にあり、私財をなげうって林業に力を入れて財産区を設けた人物として知られている[32]。

石井漠は1962(昭和37)年1月7日に76年の生涯を閉じたが、石井漠舞踊団のスタジオがあった自由が丘の地に門下生によって石井漠記念バレエスタジオが続けられており、舞踊家としての多くの遺産はここを含め門下生たちに受け継がれたと言える[33]。しかし、石井漠個人が所蔵していた舞踊関係資料及び個人資料は長男である石井歆に引き継がれた。その後1995年9月に、石井漠顕彰のため旧山本町ふるさと文化館(現山本ふるさと文化館)及び石井漠メモリアルホールがオープンした際、旧山本町が展示などのために石井家から借りていた関係資料はその後、同町への寄贈が決まった[34]。

寄贈された資料は、実際には石井漠関係資料と石井歆関係資料に分けられる。石井歆は石井漠の長男であるのみならず、日本を代表する作曲家の1人であり、秋田県民歌「大いなる秋田」を作曲したことも知られる。2009年に石井歆は亡くなっており、2014年に遺族から関係資料を追加寄贈された。2014年は国民文化祭が秋田県で開催された年であり、10月4日のオープニングセレモニーでは演劇「秋田の先人たち」で石井漠が紹介され、新編成された「大いなる秋田」が合唱された[35]。つまり石井漠・石井歆は三種町のみならず、秋田県を代表する文化人であると言える。またこれに合わせて、追加寄贈された資料を中心に、新たに石井歆顕彰の展示コーナーが設けられた。

前述のように三種町に寄贈された資料群は、石井漠関係資料と石井歆関係

資料に大きく分けることが可能である。しかしながら、寄贈当初のリスト名にも「石井漠資料」とあることから、本稿では2つの出所をもつ石井漠関係資料及び石井歆関係資料から構成される「石井漠資料」として捉えることとする[36]。

では実際の資料の保存と活用について現状を確認する。まずは倉庫で保存されている資料について見てみよう。写真1、2のように「石井漠資料」は衣装ケース2個と段ボール1箱に入れられた状態で石井漠メモリアルホール内倉庫に保存されている。衣装ケース及び段ボールの中を見てみると、内側は新聞紙で囲われており、更に資料1点ごとはスライドファスナー付ビニル袋に入れられて保存されていることがわかる。これらの資料の中から展示を行っているため、現在展示されている資料は、ビニル袋内に受入番号が書かれたカードのみが入った状態となっている。

次に展示資料についてみてみよう。展示は基本的には石井漠関係資料であるが、一部石井歆の写真・楽譜などや海外の弟子たちのコーナーもある。また展示室は三種町出身の文化人や財産区に関する展示もあるため、展示ケースが5つある内の3つが石井漠資料の展示スペースである。展示ケース3つの内、一番大きな展示ケースに写真、ポスター、書簡、スクラップブック、衣装、書などが展示されており、石井漠の自筆や使用の資料が多い。その他小さな展示ケース2つには石井漠が賜与された紫綬褒章(第1号)、舞台使用宝飾品や使用硯箱などモノ資料が展示されている。

常時閲覧対応できる体制がないため、できるだけ「石井漠資料」が見られるように、石井漠関係資料の内書簡、スクラップブック、衣装、褒章関係のほとんどが展示されている。また、三種町には資料を扱える専門職員が1人もいないことから展示替えはほとんど行われておらず、ところ狭しと並べられた資料は劣化が激しい状態となっている。

現在、山本ふるさと文化館の職員は館長(教育委員会生涯学習課長兼任)1人であり、平時は管理人が開館時間に駐在しているのみである。そのため、閲覧は舞踊関係者が石井漠研究のために訪問した際に特別に見せる体制で行っており、研究者が自由に閲覧したために寄贈時の状態は既に大きく崩れているとのことだった。また、目録に関しても基本的には寄贈協議の際に作った受入リストのみであり[37]、リストの分類は表6のようにになっている。

このリスト上では「石井歆氏所有資料」となっているものは書籍1冊と楽譜10冊、パンフレット1点であるが、書籍や写真、書簡の中にも石井歆に関する資料が含まれており、受入の段階で既に石井漠関係資料と石井歆に関する資料が混在しているようである。

書籍は石井漠著作と石井漠蔵書に分けられるが、特に蔵書は石井歆蔵書との保存状況からの区別が難しい。今後の本格的な目録編成・記述の際には内容・発行時期などによる判断が必要であり注意すべき点である。

36 — 追加寄贈された資料は本稿執筆時においては詳細な把握を行っていないため、これら追加資料については今後の課題として残り、1995年に寄贈された資料を対象とする。

37 — 前掲註34「石井漠資料リスト①」による。



写真1 — 石井漠資料の収蔵状況



写真2 — 石井漠資料の保存状況



写真3 — 石井漠メモリアルホール

表6 「石井漠資料」受入リスト分類

分類	
1	書籍
2	スクラップ
3	手紙類
4	衣装類
5	置物類
6	額・パネル類
7	書籍(洋書類)
8	その他資料
9	石井歆氏所有資料

前述の通り、舞踊関係者の研究閲覧があることから、石井漠関係資料と石井歆関係資料を明確に分け、石井漠関係資料に関しても、舞踊関係資料と個人資料に分けて編成・記述をすることが、今後の利用と資料保存の視点から重要となる。そこで「石井漠資料」の全体を仮に階層構造編成してみると、図3のようになる。

また前述の舞踊アーカイブズとの連携や情報共有は、「石井漠資料」の編成・記述には欠かせない要件であろう。前述の舞踊アーカイブズの記述では公演名や作品名、出演者など関係者名に検索キーワードとなる項目が多い。現在は分類別で把握されているが、舞踊関係資料に関しては公演ごとのシリーズ編成を考える必要があり、アイテムレベルでの記述においても、他機関との共通項目を意識する必要がある。特に石井漠関係資料において、公演名・作品名・関係者名の情報をどのような項目を立てて記述していくかは今後の課題である。

実際に現代舞踊アーカイブズとして編成・記述し、日本近代文学館のように予約制で閲覧制度を整備するなど、活用可能な形で目録を公表すれば、アーカイブズ管理と利用者への提供は現在のように少人数の体制であっても十分対応可能であろう。また、「石井漠資料」は公的財産として三種町教育委員会が管理していることから、教育への活用も期待できる。小中学校との連携において郷土の歴史や文化に触れることは、子供たちの地元アイデンティティ形成に欠かせないプロセスである。公的文化資源を住民が共有することで、それらの資源はアーカイブズとして地元へ継承する意味が広がる。前述のような研究者への閲覧対応の整備も重要であるが、将来に向けて近現代文化アーカイブズを地元文化として継承し続けるためには、永久的な保存のための環境整備とよ

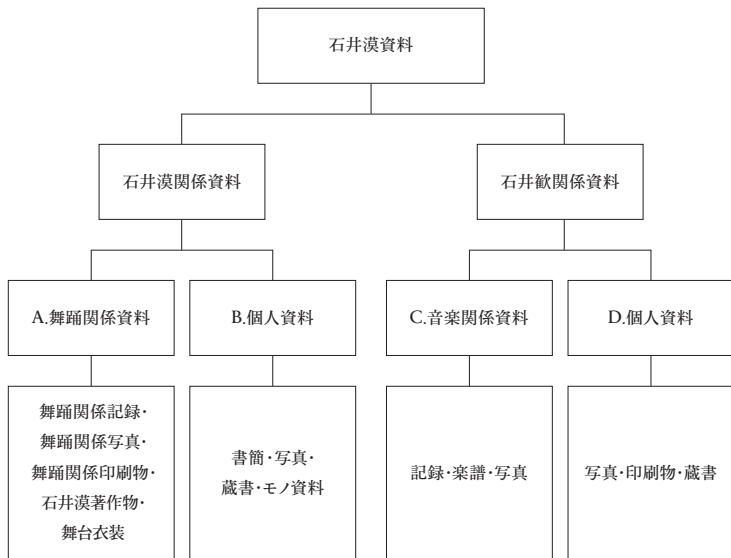


図3 「石井漠資料」階層構造編成

り広い利用が求められる。

### 3-2: (事例2) まんがアーカイブズとしての「矢口高雄資料」

日本初の公立まんが美術館は、1995年に秋田県平鹿郡増田町という小さな町にオープンした。現在の横手市増田まんが美術館である[38]。個人名は冠していないが、設置のきっかけは増田町(現横手市増田)出身の漫画家、矢口高雄(1939～)の顕彰のための館設立が計画されたことである。しかし、矢口本人はまんが文化を秋田の人たちに活用してほしいと願い、個人館ではなく「まんが美術館」という形となった。矢口は『釣りキチ三平』(週刊少年マガジンで1973年から10年間連載、講談社)で有名であるが、『釣りキチ三平』を含めた矢口作品の中では地元秋田の景色が多く描かれている。

増田まんが美術館には矢口高雄の全原画が寄託されていたが、2014年に寄贈受入が横手市議会において決定し[39]、それ以前に寄贈されていた矢口高雄関係資料と共に美術館の主要所蔵資料となる予定である。

横手市からは、矢口高雄だけではなく土田世紀(旧平鹿郡大森町、1969-2012、代表作『編集王』)や、きくち正太(旧平鹿郡大森町、1961～、代表作『おせん』)を輩出し、近隣の雄勝郡東瀬村からは高橋よしひろ(1953～、代表作『銀河—流れ星銀—)、秋田市からは倉田よしみ(1954～、代表作『味いちもんめ』)などが出ており、横手市増田まんが美術館ではこれら5人の漫画家の展示を行うなど、横手市及び秋田県出身の漫画家作品に目を向けた事業を行ってきた。

このような状況の中、横手市(50万円)と上記秋田県出身の漫画家4人(計250万円)からの出資により、新たに一般財団法人の設立を目指すこととなった[40]。今後の運営についてはこれからであるが、財団設立のきっかけになったのが原画保存の問題である。横手市増田まんが美術館では、既に国内外の110人330枚の原画を所蔵しており、それに加えて矢口高雄全原画が正式に寄贈されたことで館の保存環境整備の必要性に迫られた形である。

しかしながら、横手市増田まんが美術館が所蔵しているのは原画だけではない。前述のように以前より矢口高雄関係資料としてスクラップブックや写真、釣り道具などの寄贈があり、これらは原画・単行本と併せて「矢口高雄資料」となるべき資料群である。これは国内のまんが関連施設の多くに言えることである。原画保存が重要なことは言うまでもないが、それ以外の資料に関しては収集対象とされていない、もしくは関連した1つの資料群として捉えていないという側面がある。

原画中心に資料収集が行われているという問題は、日本においてまんが関連施設がミュージアム機能中心であることと無関係ではなく、展示に耐えうる原画だけが重視される要因となっている。また、現在のまんがミュージアム施設には学芸員などの専門職員も少ないということも関係して、原画以外の資料の保存・整理ま

38 — 横手市増田まんが美術館HP「美術館について」、<http://manga-museum.com/about.html>(2014年9月23日閲覧)  
39 — 2014年9月23日現在、横手市議会の9月定例会の議事録が公開されていないため、新聞記事(秋田魁新報社、「矢口さん、全原画を古里に寄贈へ 数万点、個人管理難しく、さきがけ on the Web、<http://www.sakigake.jp/p/akita/news.jsp?kc=20140826h>、2014年9月23日閲覧)を参考にした。

40 — 同上



写真4——矢口高雄関連資料

で手が回らないのが現状である。横手市増田まんが美術館も例外ではなく、職員は市職員と非常勤職員のみしかおらず、矢口高雄関係資料は手付かずのまま倉庫に保存されている。日本にはまんがミュージアムなどの関連施設が約70あるが、表7のように地方自治体立の施設は自治体職員と非常勤職員もしくは指定管理者が運営しているケースが多く、一部の施設を除き資料保存には重点が置かれてないのが現状である。

改めて横手市増田まんが美術館の収蔵資料全体を考えると、基本的にはまんの原画と単行本を所蔵しており、常設展ではこれらの収蔵資料を展示することで閲覧ができるようになっている。これとは別に前述のように、矢口高雄関係資料が寄贈されているが未整理のままである。矢口高雄関係資料の詳細調査はこれからであるが、「矢口高雄資料」全体としては1.原画2.矢口高雄関係資料となり、2.矢口高雄関係資料を大きく分類すると、A.まんが参考資料(一次資料・二次資料・モノ資料)、B.雑誌・単行本に分けられる。

矢口高雄関係資料は東京都目黒区自由が丘の自宅及び倉庫にしていたマンションの2カ所から搬送されたが、その際にリストは作っておらず、どの資料がどの場所で保管されてきたのかという伝来履歴が現在一切わからない状態となっている。そのため、矢口高雄本人及び関係者への聞き取りなどを行い、資料の出所と原秩序を確認する必要がある。

また2-1で取り上げたアート・アーカイブズに当てはめて、まんが関連施設をアーカイブズ機関として捉えると、6つのカテゴリーのうち1)(アート・アーカイブズ)、2)(アート作品コレクション)、5)(作家手稿・希少本コレクション)のいずれか、もしくはすべてを合わせたものを所蔵する機関になるであろう。1)に関して言えば、まんがアーカイブズを考える場合、漫画家、プロダクション、コレクター、出版社など個人や組織のアーカイブズが考えられる。つまり漫画家やコレクターの個人アーカイブズを収集して所蔵し公開していれば収集アーカイブズとしての機関となるであろうし、プロダクションや出版社のアーカイブズを自らで所蔵し活用すれば組織アーカイブ

表7——地方自治体設置まんが関連施設の職員構成

施設名	所在地	所蔵対象	自治体職員	指定管理者	非常勤職員	専門職
横手市増田まんが美術館	秋田県横手市	原画・コミック・まんが関連資料	○	×	○	×
石ノ森萬画館	宮城県石巻市	原画	×	○	○	×
境港市水木しげる記念館	鳥取県境港市	個人資料	○	×	○	×
広島市まんが図書館	広島県広島市	コミック・雑誌	○	○	○	司書

表8——まんがアーカイブズの類型

まんがアーカイブズ		
漫画家アーカイブズ・出版社アーカイブズ	作品アーカイブズ・コミックアーカイブズ	手稿・希少本コレクション

41 — まんがの場合には、作家にとっての完成形は装丁も含めたコミックスとなったものと捉えることが多く、まんが研究者にとっても一次資料はコミックスなど刊行された媒体である。この場合、「作品」とは複数存在するコミックスなどになる。まんが資料をアーカイブズと捉える場合と、一次資料=コミックスと二次資料=原画とすることも想定されるが、筆者はアーカイブズである以上は、まんが資料に関しても本来のオリジナル資料としての原画を一次資料とここでは定義する。

ズとしての機関となる。2)を持つ場合には、原画を収集するアーカイブズ機関となるが、まんがの場合には多数発行される雑誌やコミックスもここに含まれるかもしれない[41]。それらを類型にしたものが表8である。施設の中にライブラリーを持つ場合には、コミックスや雑誌はライブラリーに含んだほうがよい。5)は漫画家の場合には作品が出版されていることが前提であるため、2)と同様になるものとも考えられるが、2)はコミックスなどとして刊行された作品の原画に対して、5)は下書きやポツ原画、スケッチなどのまんがに関する手稿資料であろう。1)や2)をそれぞれ持つ場合は単独でアーカイブズ機関となり得るが、5)のみを所蔵する施設は単独のアーカイブズ機関としては難しいため、基本的には2)の原画と1つの資料群として捉えるべきである。6)(アーカイブズ刊行物)は、まんががアーカイブズを所蔵する機関において刊行する機関誌などが想定され、これも収集対象となる。

また、アート・アーカイブズとは別に、筆者がまんががアーカイブズ機関において収集対象とする資料を類型化したものが以下の4つである。

- まんがを描く過程で生まれる資料(モノクロ原画、カラー原画、各種カット原画、下書き、プロット・ネーム、設定資料など)
- まんが執筆の副産物(担当編集者とのやりとり、アシスタントへの指示、漫画家同士のやりとり、SNS、アニメ化関連、グッズ、ファンレターなど)
- まんがの参考資料・文献(資料、文献、写真、背景資料など)
- 作家個人資料(日記、書簡、蔵書など)

アート・アーカイブズのカテゴリーと上記分類を参考に改めてまんががアーカイブズを所蔵する機関を考えると、漫画家個人もしくはプロダクションや企業によるアーカイブズ機関とは、原画や下書き、ネームなどのまんがを描く過程で生まれる資料を中心に、そこから派生した資料や参考資料・文献を収集し、作家個人の資料もしくはプロダクション・企業の組織記録を移管するアーカイブズ機関となる。

このようにまんががアーカイブズを所蔵する機関を定義してみると、横手市増田まんが美術館は矢口高雄資料(原画やまんが参考資料など)やその他作家の原画を収集するアーカイブズ機関と捉えられる。現在日本においてまんが関連施設と呼ばれる約70の施設のうち、漫画家の原画を中心に関連資料や雑誌・コミックスなどを所蔵している館もアーカイブズ機関と捉えられる。しかしながら、前述の通り日本においては一般利用のためのリサーチセンターなどは整備されておらず、アーキビストも配置されていないため、活用が十分になされていないのが現状である。

利用に向けた編成・記述を考える場合、所蔵資料は2-3で取り上げた文学館とほぼ同じ種類の資料であるため、先行事例として参考となる。まんががアーカイブズにおいては、現在は漫画家からの寄贈など一括での受入であることが多く、作家別か寄贈者別かという資料群把握の問題は今のところ見当たらないが、出所



や原秩序を反映させながら作家・作品を中心に編成することが望ましい。

横手市増田まんが美術館は、他にも2012年に亡くなった前述の土田世紀の全原画保存の問題(世紀のプロジェクト)に中心的に関わっており[42]、矢口高雄だけでなく秋田県出身の他の漫画家の原画・関連資料の受け入れ先となることが期待される。横手市がまんが資源を地元文化資源として継承したことは、地方自治体が近現代文化アーカイブズを継承する大きな前例となったと言える。

以上のように2つの近現代文化資源を現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズと捉え、所蔵資料の編成の基本を提示し、地元アイデンティティの形成や文化資源継承の視点から保存・活用するための課題について考察を加えた。しかし実際には、まだこのような資料群把握や活用の方針は示されておらず、秋田県三種町と横手市において、実践を通して検証していくことが今後の課題である。

#### 4 — 地元文化資源の継承と活用の展望と課題：結びにかえて

以上のように、具体的に取り上げた現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズは、個人資料を地元自治体へ寄贈・寄託して保存・活用している事例である。2つの事例に共通して言えることは、なぜ地元文化として地方自治体が公的資金を投入してアーカイブズを継承しなければならないのか、ということである。

地方自治体で継承することの意義は、永続性と公開性にあると考えている。つまり、民間企業では倒産などの恐れがあり、利害関係者にのみ公開する、商業的利用のみに活用するなどの危惧も生じるが、地方自治体は形が変わっても公的財産として広く活用することが可能である。しかし、公的資金を使う以上は、なぜその自治体に継承する必要があるのかという説明責任が生じ、何でも保存するというわけにはいかない。地元のアイデンティティ形成に貢献し、自治体・住民による活用の有効性が最低条件となる。

前述の「国立メディア芸術センター(仮称)」の失敗もここにある。国が公的資金を使ってどの文化資源を継承し活用するのか、なぜ国が保存・活用しなければならないのかというビジョンが明確ではなかったからである。日本の文化として継承すべき近現代文化は国の政策として取り組むべきであることは、言うまでもない。そのためには、近現代文化資源が保存する対象となる文化資源であることを理解してもらうことが先決である。その一方で、ある人々によって共有されている文化は、彼らのコミュニティである「地元」が継承することに意味があり、そこに地方自治体が果たす役割がある。

活用という意味では、アーカイブズとして保存する文化資源を管理組織の運営に還元することも重要な視点である。例えば前述のウォルトディズニー・アーカイブズでは文化資源だけではなく経営記録も管理されており、ウォルトディズニー・

アーカイブズの第一の利用者は職員である。アーカイブズは組織運営やその組織を構成する人々に有用な資源である。つまり地方自治体であれば、その自治体や住民に利益が生まれ、活用されなければならない。

地方自治体への利益還元という視点では、近現代文化資源の多く、特にまんが資源が観光に活用されていることが挙げられる。実際に観光資源化が地元文化の定着に一定の効果を挙げている事例として、「妖怪文化」を地元境港市に定着させた水木しげるのまんが資源の活用がある[43]。鳥取県境港市が設立した水木しげる記念館と、かつてシャッター通りであった「水木しげるロード」の観光資源化は成功例としてよく取り上げられるが[44]、地元住民に親しまれ、近現代文化資源として地元で定着することが、地元で文化資源を継承する上で重要なメルクマールである。

本稿では、これまで対象とされなかった近現代文化資源をアーカイブズの対象とし、特に現代舞踊とまんがを取り上げ、それらの文化資源をアーカイブズとして地元で継承する意義について論じた。本稿で具体的に取り上げた秋田県三種町と横手市は、文化資源の作成者、あるいは継承者と地元自治体の意思が合致したことで実現したものであるが、このほかにも上記の鳥取県境港市の水木しげる記念館や宮城県石巻市の石ノ森萬画館をはじめ、いくつかの自治体立の施設においてまんが文化を保存・活用している事例がある。これらもまた、作者と地元自治体の意思が合致し、地元商店街などの住民が協力してまんが文化を地元文化として継承している事例と言える。

今回は筆者の「地元」である秋田県で継承されている2つのアーカイブズに焦点を当てたが、今後は上記の境港市や石巻市を含めた日本全体の課題として、地元で継承されたケースと民間などの施設で保存されているケースの違いを検討し、より明確に地元文化として地方自治体が継承する条件を提示する必要がある。同時に、本稿は日本における近現代文化資源の編成と記述の事例の一部を紹介したに過ぎない。今後は海外における近現代文化資源の編成・記述を分析し、今回取り上げた資料を実際に編成・記述して、検証を加え、日本における近現代文化アーカイブズの編成・記述モデルを提示する必要があると考えている。

43 — 水木しげる記念館HP、<http://mizuki.sakaiminato.net/> (2014年9月30日閲覧)

44 — 岩谷洋史「フィールドワークの展開——水木しげるロードを事例に」、註5前掲書、71-72頁